

## 父母、祖父母の扶養認定について

父母・祖父母の双方又はいずれか一方を被扶養者として認定する場合は、夫婦相互扶助の観点から父母・祖父母の収入額を合算して判断することとなります。

なお、祖父母については、父母が優先する扶養義務者であるため、父母の年間収入見込額及び扶養能力、組合員の被扶養者としなければならない経緯又は理由、同居の有無などを総合的に審査して判定します。

区分	父母の収入合算額	父母のいずれかの者 (A)	(A)の配偶者 (B)	被扶養者として○印は認定、×印は否認を示します。	
		年間収入見込額	年間収入見込額	(A)	(B)
父母ともに60歳未満及び障害年金受給要件に該当しない者	260万円未満	130万円未満 130万円以上	130万円未満 130万円未満	○ ×	○ ○
	260万円以上	130万円以上 130万円以上	130万円未満 130万円以上	× ×	× ×
父母のいずれかが60歳以上又は障害年金受給要件に該当する者（その者を右欄の(A)とする。）	310万円未満	180万円未満 180万円未満 180万円以上	130万円未満 130万円以上 130万円未満	○ ○ ×	○ × ○
	310万円以上	180万円未満 180万円以上 180万円以上	130万円以上 130万円未満 130万円以上	× × ×	× × ×
父母とも60歳以上又は障害年金受給要件に該当する者	360万円未満	180万円未満 180万円以上	180万円未満 180万円未満	○ ×	○ ○
	360万円以上	180万円以上 180万円以上	180万円未満 180万円以上	× ×	× ×